

# 生物発光化学発光研究会 会則

(平成17年10月1日第23回総会改定)

- 第1条 本会は、生物発光化学発光研究会と称する。
- 第2条 本会は、発光法（生物発光、化学発光、蛍光など）に関連する基礎及び応用についての自由な討論の場を提供し、情報や意見の交換を通じて発光法の研究及び普及に寄与すると共に会員相互の連携を図り内外関係機関との交流を促進することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会
  2. 学術講演会の開催
  3. その他目的達成に必要な事業
- 第4条 本会の事務局は会長所在地または、会長指定の施設におく。
- 第5条 本会の会員は次の3種とし、本会はこれらの会費によってまかなわれる。
1. 個人会員:本会に個人の資格で参加し、年額2,000円の会費を納入した者
  2. 維持会員:本会の目的に賛同し、その事業を援助し、1口(年額20,000円)以上の会費を納入した法人
  3. 賛助会員:本会の目的に賛同し、臨時に研究会を援助し、賛助金を納入した者
- 第6条 会費は年会費とし前納制とする。
- 第7条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日とする。
- 第8条 本会には、会長、副会長及び事務局長をおき、第9条記載の世話人会の互選によりこれを選出し、総会において定める。その任期は2年とし、再任を妨げないが、3期6年を限度とする。
- 第9条 本会は、世話人会によって運営される。世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。尚、世話人は若干名（会員数の10-15%）とし、会員の推薦による者を世話人会において決定する。
- 第10条 会員として入会を希望する者は、所定の会員申込書に会費を添えて事務局に提出する。
- 第11条 会員は、次の理由がある場合、その資格を失う。
1. 退会届を提出したとき。
  2. 死亡したとき。
  3. 2年以上会費を滞納したとき。

- 第 12 条 既納の会費はいかなる理由があってもこれを返却しない。
- 第 13 条 会長は本会の発展に寄与した会員、または国際的有識者を世話人会に諮った上で、名誉会員または特別顧問に推挙できる。
- 第 14 条 事務局長は、会員に対し会計年度終了後に、会計報告及び事業報告を行わなければならない。
- 第 15 条 この会則は平成 17 年 10 月 1 日から実施する。
- 第 16 条 本会則の改廃は、世話人会の議決による。

事務局は、当分の間下記におく。

生物発光化学発光研究会 事務局

305-8566 茨城県つくば市東 1-1-1 中央第 6-1

独立行政法人産業技術総合研究所内

TEL:029-861-9445

FAX: 029-861-9445

E-mail : info@jabc.jpn.com

URL : <http://www.jabc.jpn.com/>

## 生物発光化学発光研究会入会申込書

会員区分 (会費)	個人会員 (2,000 円)	維持会員 (1 口 20,000 円以上)
氏名		
勤務先 (所属部課)		
同上所在地	(郵便番号)  (電話番号) (FAX)	
専門分野		
連絡先		
E-mail		

生物発光化学発光研究会 事務局

142-8555 品川区旗の台1-5-8

昭和大学薬学部薬品分析化学教室内

TEL : 03-3784-8193

FAX : 03-3784-8247

[E-mail : pbunseki@pharm.showa-u.ac.jp](mailto:pbunseki@pharm.showa-u.ac.jp)

URL : <http://www10.showa-u.ac.jp/~bachem/blcl/blclhome.html>